

排水基準を定める省令等の一部を改正する省令の一部を改正する省令の概要

令和 3 年 9 月

環境省水・大気環境局水環境課

1. 改正の背景

- 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 3 条により環境省令で定めることとされている有害物質及びその他の項目ごとの排水基準については、排水基準を定める省令（昭和 46 年総理府令第 35 号）により定めている。
- 亜鉛含有量の一般排水基準については、排水基準を定める省令等の一部を改正する省令（平成 18 年環境省令第 33 号）により、それまでの 5mg/L から 2mg/L に強化されたところであるが、その際、同省令の附則において、直ちに一般排水基準を達成することが著しく困難であった一部の工場・事業場（10 業種）に対しては、5 年間の暫定措置として暫定排水基準が設定された。その後、平成 23 年及び平成 28 年に暫定排水基準の見直しが行われ、現在は 3 業種（金属鉱業、電気めっき業、下水道業）の工場・事業場に対して暫定排水基準が設定されている。
- 現行の暫定排水基準は令和 3 年 12 月 10 日をもって適用期限を迎えることから、適用期限後の措置について中央環境審議会水環境・土壌農薬部会（第 3 回）において審議した結果、上記 3 業種のうち 1 業種（電気めっき業）について、暫定排水基準を強化の上、令和 6 年 12 月 10 日まで適用期限を延長（他の 2 業種は一般排水基準へ移行）することとされた。

2. 改正の内容

排水基準を定める省令等の一部を改正する省令の附則及び附則別表を改正し、業種ごとに現行の暫定排水基準の廃止及び延長（令和 6 年 12 月 10 日まで）の措置を定めるものである。

＜亜鉛含有量に係る暫定排水基準＞

業種	現行 (H18. 12. 11～R3. 12. 10)	改正後 (R3. 12. 11～R6. 12. 10)
金属鉱業	5 mg/L	設定しない ※一般排水基準（2 mg/L）へ移行
電気めっき業	5 mg/L	4 mg/L
下水道業	5 mg/L	設定しない ※一般排水基準（2 mg/L）へ移行

3. 施行期日

令和 3 年 12 月 11 日

【カドミウム及びその化合物に係る暫定排水基準値について】

- ・ 暫定排水基準が設定されていた 1 業種（金属鉱業）については、令和 3 年 11 月 30 日に暫定排水基準の適用期限を迎え、同年 12 月 1 日から一般排水基準に移行しました。

カドミウム及びその化合物に係る暫定排水基準値（単位：mg/L）

業種	暫定排水基準 (適用期間：R1.12.1～ R3.11.30)	一般排水基準 (R3.12.1以 降)
金属鉱業	0.08	0.03

（参考）

昭和四十六年総理府令第三十五号

「排水基準を定める省令」

附 則（平成二六年十一月四日環境省令第三〇号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十六年十二月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 附則別表の上欄に掲げる有害物質の種類につき同表の中欄に掲げる業種に属する特定事業場（水質汚濁防止法（以下「法」という。）第二条第六項に規定する特定事業場をいう。以下同じ。）から公共用水域に排出される水（以下「排水」という。）の法第三条第一項に規定する排水基準（以下単に「排水基準」という。）は、この省令の施行の日から三年間（**金属鉱業に属する特定事業場にあつては、七年間**）は、この省令による改正後の排水基準を定める省令（以下「改正後の省令」という。）第一条の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。